

令和5年度第2回生涯学習審議会会議抄録

日時：令和5年7月20日（木）13時30分～15時00分

場所：西宮市役所 4階442会議室

◆出席委員

立田会長※、三澤副会長、平野委員、田中委員、立山委員、井下委員、山崎委員、清水委員、本多委員※、正阿彌委員、松浦委員※

◆行政出席者

長谷川産業文化局長※、上田産業文化局参与（兼市民局参与 兼読書振興課長）、秋山生涯学習部長、岡田地域学校協働課長※、後迫地域学校協働課担当課長（放課後事業 併任育成センター課担当課長）※、町田青少年育成課長※、岡本地域学習推進課長、中西地域学習推進課担当課長（地域学習・大学連携）、古川地域学習推進課担当課長（宮水学園等）※、玉田読書振興課長※、中尾読書振興課担当課長（図書館企画）※

【事務局】

能勢生涯学習企画課長（併任 学校支援部参事）、坂井生涯学習企画課係長、長手生涯学習企画課係長※、狩野生涯学習企画課係長、酒井生涯学習企画課副主査※

※Webex を介した出席

◆傍聴者

なし

署名委員

◆令和5年度第2回西宮市生涯学習審議会

事務局 定刻になりましたので、ただ今より「令和5年度 第2回 西宮市生涯学習審議会」を開会いたします。

本日の審議会ご出席委員は、委員13名中、現在11名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 今回の会議は公開となっておりますが、事務局、傍聴者はいますか。

事務局 ございません。

会長 ありがとうございます。

それでは、お手元にございます次第に従いまして協議を進めます。

報告事項第1号「令和5年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会」について、事務局よりお願いします。

事務局 5月22日に神戸市において開催され、本市から副会長、委員2名、事務局が出席いたしました。内容につきましては、次第の次のページにございます「資料1」をご参照ください。

では、副会長よりご報告をお願いいたします。

副会長 総会では、県の協議会を脱退した市があると聞き、驚きました。また、研修会では、今西幸蔵先生より「予測困難な時代における社会教育のあり方」についてご講演があり、「第37期兵庫県社会教育委員協議会審議報告書」に基づいた内容で、人を育てることを大切に考えるようにというお話がありました。

会長 ありがとうございます。

次に、協議事項に入る前に、前回の審議会委員よりご質問がありました、「幼稚園でコミュニティ・スクールを実施していない理由」について、事務局よりご説明をお願いできますでしょうか。

事務局 本日、コミュニティ・スクールの所管部長が不在のため、代読にてご説明をさせていただきます。

『少子化の進行や共働き世帯の増加に伴う保育需要の拡大の一方で幼稚園児数が減少傾向にあるなど、就学前児童の教育・保育施設をとりまく状況が大きく変化するなか、令和3～4年度にかけ、公立幼稚園および公立保育所の将来のあり方について検討を行ってまいりました。

そのため、公立幼稚園におけるコミュニティ・スクールの導入については一旦、見送りとしていたところですが、

そして今年3月、本市は公立幼稚園と公立保育所を再編し、公立認定こども園を開設する方向とすることを公表したところですが、この認定こども園の所管等については現在も検討を行っており、全体の枠組みがはっきりした段階で、コミュニティ・スクールの導入については、改めて考えていくこととなります。』

所管からの説明は以上です。

会長 ありがとうございました。この点について、よろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございます。

会長 では次に、協議事項第1号「答申書案」について、事務局よりお願いします。

事務局 別綴じの「資料2 答申書（案）」をご用意ください。

 今回は、答申書（案）のうち、「第1章 はじめに」と、「第2章 市の生涯学習施策の現状」と「第3章 西宮市の生涯学習の方向性」について、ご審議いただきました。

 前回の審議会でのご意見を受けて、いくつか修正しておりますので、まずは『変更点』について簡単にご説明をいたします。

 『全体』として、分かりにくい語句等については該当頁の下に注釈を記載し、文章を「ですます調」に修正しました。

 また、答申書の概要版と目次については、本編完成後に作成を予定しております。

 次に『第1～3章』についてです。「国の動向」に関する記述を、「1 はじめに」の中に入れ、詳細を「資料編」へ移動いたしました。

 文言の表記について、「Society5.0」を「デジタル化」に置き換えました。

 「第2章」の「体制見直しを受けた現在の取組状況について」に関して、生涯学習の推進体制図等の参考資料を資料編18頁に追加しました。

 4頁の「第3章」のタイトルを「西宮市の生涯学習の方向性について」とし、冒頭部分において「1. はじめに」と内容が重複している部分を削除したうえで、タイトルを「生涯学習審議会における審議内容」としました。

 また、「西宮市においてウェルビーイングの実現を目指すためには、ここが大事という視点があるとよい」との委員からのご意見により、「西宮市におけるウェルビーイングを実現するための重要な3つのポイント」を5頁に記載しました。

 更に、ウェルビーイングの実現のイメージ図として、学びを中心に、人づくり・つながりづくり・地域づくりがあり、それらの循環の先にウェルビーイングがあるイメージ図を追記いたしました。

 第3章の最後には、参考として、SDGs学習プログラムの実践例及び写真を記載しました。

 説明は以上です。

会長 ありがとうございました。

 第1章から第3章まで、前回の会議を受けて、いくつか修正をしていただきました。ここまでで、何かご意見はございますか。

委員 答申書の表現が分かりやすくなり、よくなったと思いました。

委員 前回より、構成も分かりやすくなってよいと思います。ウェルビーイングの図については、色覚に関するユニバーサルカラーが気になりました。

事務局 答申書は市ホームページでも公開しますので、カラーについては一度見直しをいたします。

副会長 ウェルビーイングが中心になっていますが、終わり方がこれでよいのかが気になっています。

会長 5頁のウェルビーイングの図についてですが、図の底辺のところ、ウェルビーイング全体での目標として、「誰一人取り残さないように」とか「誰もが生き生きとした人生を」などの言葉も入れてはどうでしょうか。

委員 注釈が入り、また図を入れることで、文章だけではイメージしにくい部分が分かりやすくなりました。「誰一人取り残されない」の文言は、もっと5頁の図にもピックアップしてはと思いました。

委員 注釈が入ったことで、分かりやすく読めるようになりました。

委員 余白の使い方がよいと思いました。また図が入り、分かりやすくなりました。

委員 注釈が入ることで分かりやすくなり、図も視覚的に分かりやすくなりました。

委員 とても分かりやすく、大切なことが表現されていると思いました。ウェルビーイングのところでは、「個人的な幸福だけではなく社会全体が幸福な状況」とありますが、その下の注釈の2つはとても重要だと思いました。「個人的な幸福」と「社会全体の幸福」は並列ですので、「個人的な幸福だけではなく」は、「個人的な幸福に基づいた」という表現でもよいのではと思います。

委員 分かりやすくなったと思います。ウェルビーイングの図は、どこが生涯学習を指しているのかと思いました。生涯学習そのものにも、ウェルビーイングがある気もしましたので、もう一度議論してもよいのではと思いました。

会長 18頁の「図1 生涯学習社会を基盤とした持続可能な地域づくり」は、生涯学習体制を説明する図ではと思います。これは3頁の「市の生涯学習推進体制について」の後にあった方がよいのではと思います。また、「体制見直しを受けた現在の取組み状況について」では、取組みが箇条書きに並んでいますが、具体的に凝縮し、1頁分を使用して調整してはと思います。

委員 18頁の図1は、3頁の「市の生涯学習推進体制について」の下に移してみてはと思います。

「はじめに」では、1行目に「個人の多様性」とありますが、「個人の多様

化」に揃えてはいかがでしょうか。「それに加えて」とありますが、前述の内容も「社会の多様化」についてではないかと思えます。「社会的包摂」の部分は、長々とあるので、「社会的包摂」に括弧をつけてもよいのではと思いました。また、中ほどの下線が唐突に感じました。

会長 1行目の「個人の多様性」は「個人の多様化」に、「希薄化などの課題」は「希薄化などの社会的課題」に修正してよいでしょうか。

「それに加えて、社会の多様化が進む中」は「このような社会的課題の増加の中で」などにはいかがでしょうか。事務局でご検討ください。

委員 ウェルビーイングの図では、生涯学習の位置づけ、関連性が不明瞭です。また、SDGsの考え方である「誰一人取り残さない」の文言を入れてはと思いました。

SDGsの学習プログラムの実践例を入れたのは、市の取組みが分かりやすくなり、良いと思います。写真掲載は肖像権の関係で大丈夫でしょうか。

事務局 了承をいただいています。

会長 ありがとうございます。

では、次の「第4章 公民館」に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 これまで委員の皆様からの意見聴取や、審議会でもいただいたご意見を基に、答申書案を作成しておりますが、本日は公民館の所管課より、再度振り返りの意味も込めて現状と課題をご説明し、それを踏まえながら審議を進めていただきたいと考えております。

本日は、当日配布資料として、「公民館の現状と課題」の資料をお配りしておりますので、地域学習推進課長よりご説明いたします。

事務局 当日配布資料1「公民館における現状と課題」に沿ってご説明します。

「1 公民館の現状」につきましては、まず、2ページの「令和5年度公民館の組織」をご覧ください。

左側の図にありますとおり、本市には公民館が24館あり、昭和22年に鳴尾公民館が開設されて以降、長年にわたり活動が続けられています。

現在、その活動を支えているのが右側の4つの枠内の組織で、市の組織である「地域学習推進課」と、地域住民で構成する「公民館運営協議会」「公民館地域学習推進委員会」「公民館グループ協議会」を各公民館に設置しています。

上の「地域学習推進課」につきましては、中央公民館内の事務所で計20人の市職員が勤務しており、公民館の管理運営や活動支援などの業務を行っております。

また、複合施設内にある中央公民館と若竹公民館を除く22館では、会計年度任用職員が2名体制で勤務しています。

なお、平日の夜間と土日祝日は、いずれの公民館も業務委託スタッフによる運営となっております。

その下、「公民館運営協議会」につきましては、各公民館に設置しており、

400名を超える自治会や青少年愛護協議会などの地域団体の代表者の皆様が活動されています。

主に、公民館の運営や活動に対する意見、公民館地域学習推進員の選考などを行います。

その下、「公民館地域学習推進委員会」は、各公民館の運営協議会で選ばれた、150名を超えるボランティアが活動されており、各地域の住民に向けた様々な講座の企画・運営を行っています。

その下、「公民館グループ協議会」は、各公民館で定期的に活動しているグループで構成している組織で、グループ相互の親睦・交流を図ることを目的としています。

現在、計481グループの登録があり、文化芸術系をはじめとした多様なジャンルの活動を行ってられます。

公民館を利用して行うグループ活動は、単なる技術の習得にとどまらず、仲間づくりを図りながら、地域文化の向上やつながりづくりを目指していただいています。

次に、3ページの「令和5年度公民館の学習体系」をご覧ください。

こちらは、公民館で行われている主な学習活動をまとめています。

地域学習推進課では、大きく4つの枠組みで取り組んでおりまして、令和4年度の実績値を入れてありますので、参考にいただければと思います。

まず、左から、地域学習推進課の主催事業につきましては、「1福祉関連学習」として、知的障害者を対象とした「青年生活学級」、手話関連の講演会などを開催しています。

その下の「2青少年事業」では、「宮水ジュニア事業」を実施しています。

学校週5日制導入に伴い、子供の居場所づくりとしてスタートした多様な体験と異年齢の交流の場として、土曜日の午前中を中心に様々な講座を提供しています。

その下の「3ボランティア育成事業」としましては、

「点訳講座」「要約筆記講座」「託児ボランティア育成講座」を専門家の協力を得て開催しています。

これらの事業の詳細につきましては、7ページに概要をまとめております。

次に、3ページ真ん中の枠内の「公民館地域学習推進委員会講座」につきましては、先ほどお話ししましたとおり、地域の方々による地域の皆さんのための講座を開催していただいております、各公民館で様々な講座が、多数企画・開催されています。

詳細につきましては、5ページに概要をまとめております。

次に、3ページ右側の「公民館グループ活動」につきましても、先ほどお話ししましたとおり、現在、計481グループ、7千人近くの登録があり、多様なジャンルの活動を行ってられます。

公民館を利用して行うグループ活動は、単なる技術の習得にとどまらず、仲間づくりを図りながら、地域文化の向上やつながりづくりを目指していただ

ています。

その下の「公民館活用促進プロジェクト」につきましては、稼働率の低い集会室などを、個人や民間事業者などが企画する、社会貢献活動や生涯学習活動に係る催し・講座などの場として提供しています。

詳細につきましては、8ページに概要をまとめております。

続きまして、4ページ「令和4年度西宮市立公民館の利用状況」をご覧ください。

表の左側より、公民館24館の設置年、延床面積、令和4年度の利用件数・利用人数・全ての部屋の稼働率の平均をまとめました。

また、「関連施設」欄は、公民館と同じ敷地・建物内に併設されている施設と、公民館の敷地に隣接している施設を挙げています。

右端の「館区内小学校」につきましては、各公民館区内の子供たちが通っている小学校を挙げました。

公民館区は、厳格に定めているものではないため、参考にご覧ください。
現状の説明は以上です。

1ページに戻っていただいて、中ほど「2公民館の課題について」です。
課題として4点挙げており、

(1) 稼働率の低迷 (2) 使用基準の緩和 (3) 多くの市民が集い・交流できる場づくり (4) 公民館事業の担い手不足、認知度の向上
のとおりで、後ほど協議いただく、答申案にまとめていただいております。

最後に、当日配布資料2「令和4年度西宮市公民館地域学習推進員アンケート結果」につきましては、推進員を対象に毎年アンケートをとっており、昨年度分の集計結果がまとまりました。

地域で活動されている方々の声を参考にさせていただければと思います。

会長

ありがとうございました。

このことについて、ご意見ご質問はありますか。

私からの質問ですが、福祉関連事業の「青年生活学級」は中止になったのでしょうか。また、1ページの課題は答申書の課題に対応していますか。

事務局

「青年生活学級」は、令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止しましたが、令和5年度より再開しています。

1ページの課題は、答申案の中にまとめられています。

委員

公民館の体制についてですが、公民館主事は配置されていますか。

事務局

各公民館には行政職員や学校の先生のOBが勤務しています。

事務局

公民館主事のスキルを持った人の配置ではございません。

会長 公民館主事は制度化されていませんが、社会教育主事は制度化されており、最近では社会教育士が増えています。公民館で勤務している職員で社会教育主事はどのくらいいますか。

事務局 中央公民館に1名、地区館に1名の計2名です。

委員 ありがとうございます。

委員 推進員の選出では、自治会や社会福祉協議会などの代表者とあります。令和4年度の推進員のアンケート結果では、推進員は30代が1人で70代が一番多い結果となっています。公民館の運営・企画を考えている人がこの世代であるのに、大学生を取り込むには難しいのではないのでしょうか。限られた住民活動をしている人たちの中からの選ばれているという現状は変えていかなければならないと思います。今後、募集方法を公募とするなど考えた方がよいと思います。

会長 推進員の年齢構成について、若い方を取り入れるなど考えていくべきであることを、答申書に入れてみてはと思います。

当日資料3頁の図では、学習体系のトップは「地域学習推進課」と書かれています。公民館」と入れ替えてはいかがでしょうか。

事務局 ここは元々「中央公民館」と表記しておりましたが、課名が変わったことにより行政的な組織名が明記されたものではないかと思えます。

会長 では、表記の調整をお願いします。

連携イメージ図は、「学校」「公民館」「図書館」を分かりやすく入れてほしいです。

では、「第4章 公民館」について、事務局よりお願いします。

事務局 「第4章 公民館」については、大きくは「概要」「現状」「課題」「審議会での議論について」「公民館の役割と実現に向けての方策」という構成にしております。

最初に公民館について「概要」を記載しております。

次に「現状」として、アンケート等を基に公民館の現状についての追記を予定しております。

具体的には、市民を対象とした「公民館の利用経験や用途」に関するアンケートや、公民館地域学習推進員を対象とした「負担感ややりがい」に関するアンケート調査の結果等を掲載したいと考えております。

次に「課題」として、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に対応する内容別に整理をいたしました。

「課題1」では、「社会の多様化により住民ニーズへの対応が困難」として、

「人づくり」についての課題を挙げています。

「課題2」では、「公民館での取組みを、住民同士のつながりづくりにつなげることが困難」として、「つながりづくり」についての課題を挙げています。

「課題3」では、「地域課題の解決の場や人材が不足している」として、「地域づくり」についての課題を挙げています。

次に、「審議会での議論について」では、委員の皆様から出たご意見を記載しています。

最後に「公民館の役割と実現に向けての方策」として、前述の課題を受けて、公民館にはどのような役割があり、そして、それを実現するにはどのような方策があるかを、例示的に記載しています。

こちらにも、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の項目に分けて整理しております。

そして、主体（誰がするのか）を分かりやすくすることが必要であり、主体は行政（公民館）や推進員だけでなく、住民や地域団体も一緒になってすすめていく必要があるのとのご意見が委員からもありましたので、冒頭にすべての人が主体であることを記載しました。

四角の囲みの中には、既に実施しているものや、これから実施する必要があると思われる具体的な取組みの例を記載しています。

また、公民館を地域への入口ととらえ、多様な主体との連携をイメージした図（案）を当日資料として配布しております。最終的には答申書の挿絵としての挿入を考えております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

第4章について、委員の皆様からご意見はございますか。

実現に向けての方策の具体的な例や、イメージ図に対するご意見、「社会的包摂の実現に向けた学習の支援」について補足でご意見がありましたらお願いします。

委員

今の推進員の構成では、若い方の公民館との関りにつながりがないと感じており、是非、方策の箇所「子供の居場所づくり」を入れてもらえたらと思います。

委員

イメージ図について、「公民館」「図書館」それぞれは違う役割ですが、一緒に考えていくべきだと思っていたので、「公民館・図書館・学校のイメージ図」として連携を基に考えてくださって安心しました。また、図は絵の解釈が少し分かりづらかったです。

事務局

まだ制作段階ですが、今後、川に橋がついて連携図になる予定です。

会長

公民館の章の課題は、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」に整理されたそうですが、7頁の「課題1」の「人づくり」の課題をもう少し分かりや

すくしてほしいです。

副会長 スポーツクラブが市内には 40 ヶ所あるので、もっと利用してほしいと思います。先日、大社公民館とスポーツクラブとで共催で事業をしました。「地域の活性化」という面で、もっと地域住民を巻き込んでやってみてはどうでしょうか。新たな人材を確保するより、「人材の活性化」という意味で、今ある人材を活用してはと思います。

委員 「方策」に「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」と書かれているので、「課題」も同じ書き方にして統一した方が、見やすいのではと思いました。

委員 公民館で何をやっているのか、市民はほとんど知らないです。
全体的広報があれば、遠くの公民館でも行ってみようという人が増えるのではと思います。

会長 当日資料の「公民館の学習体系」については、具体的にイメージがわくようなものに工夫していただきたいと思います。推進員会講座などについて、どのように市民へ伝えたらよいか、24 館の公民館の特徴をどのように表現したらよいかということですね。
この当日配布資料の体系図は、答申書に掲載しますか。

事務局 本日の説明資料ですので、掲載の予定はございませんが、必要な部分を抜粋するなど検討いたします。

会長 西宮の公民館はこういう事業をしている、図書館はこういう事業をしていることを「現状」のところに文章で表記してあるとよいということですね。

委員 市コミュニティ協会では、広報誌「宮っ子」を 26 地域それぞれの特徴を生かして紙面づくりをしています。私の甲東地域では、毎回、公民館の活動・行事に関して掲載しており、それを見て公民館活動に参加される方も多いので、そういうものを使って公民館の知名度を上げていくのも一つだと思います。

会長 18 頁の図 2・図 3 は答申書に入れますか。

事務局 3 頁の体制見直しを受けた現在の取組み状況についてのところに入れてたいと思います。

会長 各公民館のホームページはありますか。

事務局 各公民館のホームページはありません。現状として「宮っ子」等の情報誌が主な広報媒体になっています。

会長 答申書には広報的な意味もあるので、図 3 の後に、公民館や図書館とつながるウェブサイトを入れていただくとよいのでは。

委員 方策の中に、若い人も推進員に入れてはというところがありましたが、賛成です。私も公民館運営協議会に関わっており、運営協議会の方は各代表の方で、活発に動かれる方は限られており、そこから推進員を選別することが難しくなっています。私に関わっている公民館の前回の運営協議会でも、推進員を公募制にしてはという提案はありましたが、実現には至っていません。公募制にするのは大きな転換できる方策ではないかと思います。

会長 8頁の「公民館のスタッフが2名の職員のみであるため、住民ニーズに対応することが困難です。」の課題を、課題解決の方策のどこに入れたらよいか、また伺いたいと思います。

委員 公民館を学生に開くためには、インターネットでの活用をもっと考えて欲しいと思います。

チラシや市のパンフレットを見ることも多いですが、公民館のホームページがもっと充実するとよいと思います。

会長 図書館の「読んでごらんおもしろいよ」のように、公民館にも冊子やパンフレットがあるとよいと思います。

委員 10頁に「社会的包摂の実現に向けた学習の支援」を掲載していることには、大きな意味があると思います。

障害を持った人にこれだけのことをやろうというのではなく、どんなにしんどい人も自分らしく生きていく権利があり、行使の実体化に努めていくことが社会の義務です。そこを考えていかないと、本当の意味での共生社会ではないという認識がされてきています。

「障害のある人でも～」という言い方ではなく、「障害のある人もない人もそれぞれに自身が持っている力を相互に発揮できるような学びの場をつくる」という表現の方がよいと思います。また、「障害のある人に対して～」というより、「障害があっても誰もが情報の収集や発信につながるよう、多様な資源を提供する」など、表現を変更できればと思います。

実践事例で言うと、「青葉のつどい」という5つの公民館で毎週やっている活動（公民館グループ）があります。30年以上になる実践を評価的に捉えて広げていく視点は、地域も変わりますし、本当の意味での社会的包摂に向けての学習になると思います。

会長 「障害のある人でも」は、「誰でも」の表現に変えて、「障害のある人に対して」は、「誰もが自分に必要な」の表現に変えるとよいですね。

また、ここに「デジタル化による学びの機会の拡大」や、「誰もがデジタル化に対応できる情報の力を得られるようにする」を加えてはいかがでしょうか。

委員 公民館の職員は、館長と、もう一人しかいないとのことでした。その職員が、地域の中の公民館の位置づけや、社会が多様化する中で公民館はどうあるべきかを深く理解しておらず、推進員や協議会の方も年齢層も高くなってきて

おり、恐らく多様な人材で運営している状況ではないと思います。この体制のままでは、公民館の現状を変えられないのではないのでしょうか。多様な主体が地域に関わる場となる公民館のスタッフには、企画・運営能力が必要である中、そういった能力を公民館職員の方が持っておられるかということ懸念しております。

人の配置の問題、専門家がない、専門家と一緒にやれるような体制になっていないところは変えていかないと、地域の方が入りたくても入れないのではと思います。地域の特徴についても、理解できている人を置いてほしいと思います。

会長 8頁の「学びによって～」「学びや活動が～」で課題があり、これに対して、10・11頁の「ア 地域の課題解決の場としての機能強化」「イ 地域で活躍する人材の育成」で解決法は挙がっています。委員が言われたことは、11頁の最後にあるように、「公民館の役割を、総合的に充実を図っていくことが必要である」という文言を入れることでいかがでしょうか。

委員 単に地域人材が不足している、なり手がいないと言うのは簡単ですが、実際は、行政の不十分な制度、募集方法が人材の不足という現状を招いていることが資料から読み取れます。これについて、総論として加える、又は、課題3に追記してはと思います。

「ボランティア」については、「忙しいからしんどい」というご意見があり、多少の支払いはあるのかもしれませんが、あまりにも求めすぎると持続可能なのか疑問ですので、その在り方についての再検討が必要ではないのでしょうか。

7頁の課題1で「社会の多様化により住民ニーズへの対応が困難」ではなく、「対応に追いついていない」又は「対応できていない」の表現にしてはと思います。

また、10頁の「障害者」は「障害のある人」の表現にしてはと思います。

会長 課題1については、「社会の多様化により更なる住民ニーズへの対応が困難」は、「社会の多様化により更なる住民ニーズへの対応が必要」の表現にしてはいかがでしょうか。

10頁で、「小学校・中学校・高等学校・大学などの教育機関との連携を増やし、若い世代が社会に参加する機会を増やす」とありますが、ここに「公民館や図書館のスタッフとしての参加機会を入れる」を入れてはどうでしょうか。

委員 事例に「トライやる・ウィーク」を入れてもよいと思います。

事務局 公民館の限られたスタッフで、自前ですべての事業を実施するのは到底困難ですので、市役所の各部署がいろいろな市民対象の啓発事業などを行っていることを前提に、それらを公民館でやってもらうよう連携する必要があります。特に、共生のまちづくりを進める福祉部門と連携を深めたいと考えています。また、企画力を補うために、アドバイスをしてくれるコーディネーターを配置するなどの試みをしないと難しいです。これから基本的に職員数は増えない中

で、どうすべきかを考えたいと思います。また、我々が検討したことを、委員の皆様にお伝えし、お諮りしたいと思います。

会長

それでは、本日のご意見を踏まえ、事務局の方で答申書（案）を調整していただきますようお願いいたします。

また、次回の会議までにご意見などがございましたら、事務局までご連絡ください。

なお、次回の審議会では、第5章の「図書館」について議論を深めたいと思います。

次回までに、第1回の審議会で配布しております「西宮市図書館事業計画」「西宮市子供読書活動推進計画」外部評価報告書にも目を通しておいていただければと思います。

それでは、本日の協議は以上とします。

では、最後に事務局より、連絡事項などについてお願いします。

今後のスケジュールについてご案内いたします。

次回の会議は、10月12日（木）に開催予定です。

また、「近畿地区社会教育研究大会滋賀大会」が9月8日に開催され、委員1名がご出席予定です。

また、会長・副会長におかれましては、8月9日に「阪神南地区社会教育委員協議会役員会」がオンラインで開催されますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

お忙しい中ですが、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。全体を通してご質問はございますか。

なければ、以上をもちまして、令和5年度第2回生涯学習審議会を終了いたします。

（終了）